

スポーツを通じた地域振興・地域貢献に関する  
フレンドシップシティ・プログラム協定書

成田市（以下「甲」という。）と株式会社千葉ロッテマリーンズ（以下「乙」という。）は、スポーツを通じた市の地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がスポーツを通じて地域振興・地域貢献に取り組み、青少年の健全な育成、市民の健康増進・豊かな社会生活を実現することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1） 甲は乙の活動に対し、以下について支援・協力をする。
  - ア 市内で行われるホームゲームに関する支援（会場利用・広報PR・集客・運営協力）
  - イ 市内で行われる学校訪問活動に関する支援（広報PR・学校連携）
  - ウ 1軍公式戦における市民優待に関する支援（広報PR・集客）
  - エ その他市内で行われる乙による地域振興活動
- （2） 乙は千葉ロッテマリーンズ成田後援会と共に以下活動を行い、市のスポーツを通じた地域振興に貢献する。
  - ア ホームゲームの市内での開催
  - イ 競技の普及や運動能力向上の支援を目的とした学校訪問活動等の実施
  - ウ 1軍および2軍公式戦における本協定に関する ALL for CHIBA 特別ロゴ(市名入り)のマリーンズ選手着用ユニフォームへの無償掲出
  - エ 1軍公式戦における市民優待の実施
  - オ 球団が指定するプロパティ（ロゴ等）の無償使用許諾
  - カ その他スポーツを通じた地域振興活動

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定は、協定締結日から発効し、有効期限は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定書に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、  
甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月25日

甲 千葉県成田市花崎町760番地  
成田市  
市長 小泉 一成

乙 千葉市美浜区美浜1番地  
株式会社千葉ロッテマリーンズ  
取締役社長 山室 晋也